

都市計画道路事業の施行についてのお知らせ

都市計画道路事業を、下記の通り施行しますので、この地域内の土地建物等の有償譲渡について、次のような制限がありますのでお知らせします。

1. 都市計画事業

施行者	種類及び名称	事業施行地域
宇都宮市	宇都宮都市計画道路事業 3・3・105号産業通り(陽東)	栃木県宇都宮市陽東1丁目並びに陽東2丁目 陽東3丁目及び峰4丁目 地内

2. 土地建物等の有償譲渡について

(1) 平成30年12月29日から事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は

次の事項を施行者に届けなければなりません。

- (イ) 当該土地建物等
 - (ロ) その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、時価を基準として金銭に見積もった額)
 - (ハ) 当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方
 - (ニ) その他事項
- (提出書の提出先は、宇都宮市建設部道路建設課)

(2) (1)の提出物を提出した後は30日以内に、施行者から届け出に係る土地建物等を買取り取る旨の通知があったときには、その土地建物等について、届出書に記載された予定対価の額で施行者と売買が成立したものとみなされます。

(3) この届出をした者は、届け出があった後30日以内は該当土地建物等を譲り渡してできません。

(4) この制限に違反した場合は、都市計画法第95条の規定により罰せられます。

3. この補償等については、土地収用法が適用されます。

4. この事業用地についてのお問い合わせは下記へ願います。

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市建設部 道路建設課 TEL028-632-2503
平成30年12月18日 宇都宮市告示第453号 宇都宮市長

案内図

